

## 責任ある素材生産事業体認証制度ロゴマーク 使用細則

### (趣旨)

第1条 本細則は、責任ある素材生産事業体認証制度ロゴマーク（以下、ロゴマークという）の使用に関し、必要な事項を定める。

### (ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは別掲図1の通りとする。

### (認証委員会による使用)

第3条 委員会は、認証制度の運用、広報のためにロゴマークを使用できる。

### (認証事業体による使用)

第4条 認証事業体は、責任ある素材生産事業体認証制度規程（以下、規程という）第19条の表示にはロゴマークを必ず掲載しなければならない。

2 認証事業体は、この表示において認証委員会が発行する自社の認証番号を別掲図2の通りロゴマークの下部に合わせて表示しなければならない。

第5条 認証事業体は、自社のパンフレット、Web ページ、レターヘッド、従業員の名刺、制服等にロゴマークを使用できる。この場合、自社の認証番号をロゴマークの下部に合わせて表示することもできる。

### (協賛団体による使用)

第6条 規程第24条の協賛金を提供する企業が協賛特典としてロゴマークを使用できる場合については、責任ある素材生産事業

体認証制度協賛金取扱規程において定める。

2 この目的で使用するロゴマークは、協賛の旨を表示した別掲図3のものとする。

### (その他の使用)

第7条 ロゴマークの使用は原則として第3条から第6条に規定するものに限ることとし、それ以外の使用については、認証委員会が認証制度の運用、広報上の必要性に鑑み許可を与えた場合にのみ使用できるものとする。

### (使用方法)

第8条 ロゴマークを使用するものは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ロゴマークの拡大・縮小は可とするが、縦横比を変えるなど形状を変更してはならない。

(2) 使用する色は楕円及び CRL 文字部分はオレンジ（C=0%、M=50%、Y=100%、K=0%）、樹形及び Certification for Responsible Logger 文字部分は緑（C=100%、M=40%、Y=100%、K=0%）の二色とする。ただし、第4条の表示以外の使用においては、別掲図4のモノクロのものも使用できる。

(3) 第4条の表示においては、ロゴマークの大きさ（認証番号の部分を除く）は縦70cm以上、認証番号は縦10cm以上とする。

### (改正)

第9条 本細則の改正は委員会が行う。

### 附則

1 本細則は、平成24年1月23日から施行する。



図1 ロゴマーク



私たちは応援します

図3 ロゴマーク (協賛者用)



認証番号 123号  
認証事業体 ○○○○

図2 ロゴマーク (認証番号付き)



図4 ロゴマーク (モノクロ)